



鹿児島県

経済的なサポート



脳卒中・心臓病などの患者さんやそのご家族の悩み事、困りごとの相談をお受けし、情報提供をしています。

療養生活を支える制度、施設を利用しながら、自分らしく過ごすために、役立つ仕組みを活用しましょう。

指定難病助成制度

厚生労働省が指定した「難病」に対して、治療・投薬の医療費自己負担を軽減する制度です。所得に応じた自己負担限度額内におさえられます。制度利用には難病申請が必要なので、まずはご相談ください。



高額療養費制度

長期の入院や治療で医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が後から払い戻される制度です。

事前に「限度額適用認定証」を病院等で提示すれば、入院や外来通院、お薬代で医療費が高額になる場合、支払い上限額を一定の金額でストップすることができます。

自己負担額は年齢や所得で異なります。

【窓口】

70～74歳 ▶ 加入していた各保険者

75歳以上 ▶ 市町村役場

- ・ 申請時は領収書・印鑑・本人の銀行口座・保険証を持参
- ・ 70歳以上の方など、条件により自動的に上限額までになる場合も（低所得者は申請必要）

傷病手当金

会社員等の被保険者が、同一の病気やケガで3日以上休み収入が途絶えた場合、最長1年6か月間、標準報酬月額 \times 2/3相当額が毎日支給されます。

被保険者期間やその他要件で金額が異なる場合があります。

【支給額】

1日につき、直近12か月の標準報酬月額の平均額を30で割った額の3分の2に相当する金額が、休業した日単位で支給されます。

障害年金

重い障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。日常生活で介助が不可欠だったり、生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった場合に受給できることがあります。

障害基礎年金（1・2級）、障害厚生年金（1～3級）、障害共済年金が支給されます。

障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なり、手続きも別に行う必要があります。

※年金保険の種類や、保険料納付期間等の要件あり

【窓口】

- 障害基礎年金 ▶ 市区町村役場
- 障害厚生年金 ▶ 職場の年金事務所
- 障害共済年金 ▶ 職場の共済組合事務局



©鹿児島県ぐりぶー#1043

生活保護

病気で仕事が出来ないなどの理由で、収入が国の定める基準以下の場合申請・調査の手続きを経て、経済的な援助が受けられる制度です。

医療費や就業訓練費など、一時的な理由でも申請可

【対象者】

生活に困窮し生活保護が必要とされれば、国民のだれもが受給することができます。原則として外国人は適応外ですが、一部対応あり。

【窓口】

居住地の福祉事務所

脳卒中・心臓病等総合支援センターおよび脳卒中・心臓病等相談支援窓口では脳卒中や心臓病についてのお悩みの相談に乗っています。

お気軽にお越しいただくか、メール、電話などでお問い合わせいただけましたら幸いです。

e-mail: sc-shien@kufm.kagoshima-u.ac.jp 電話番号：099-275-6895